

## 第4回 北九州市景観審議会 改定検討部会 議事要旨

- 1 日 時 平成 31 年 2 月 15 日（金） 10：00～12：00
- 2 場 所 北九州市役所本庁舎 13 階 会議室
- 3 出席者 委 員 赤川委員(部会長)・籠田委員・坂本委員・城水委員 4 名  
事務局 建築都市局都市景観課 都市景観課長他 3 名

### 4 議 事

#### (1) 議事 1 北九州市景観づくりマスタープラン改定案について

##### 改定案に対するパブリックコメントの意見

- ・屋外広告物の規制について「色彩や文字の大きさについての規制も加えてほしい」との一般市民の意見があったことに意義がある。
- ・屋外広告物に対する規制はこのままでよいのかという課題はある。以前と比べて郊外の野立て看板がとも増えていると感じている。特に病院広告が多い。
- ・屋外広告物の所管である建設局を含め、横断的に考える必要がある。
- ・業務で経験したことだが、京都市の景観規制はとても厳しい。景観に係わる市職員の人数、マンパワーがあり強い姿勢で臨んでいる。
- ・アドバイザー会議でアドバイスしても対応していただけないこともある。ただ、良い例というのはこのようなものであると明文化して言い続けることが大切である。

##### 景観づくりマスタープラン改定案

- ・（「景観形成基本方針」の）「自然・田園ゾーン」をイメージしたカルスト台地の写真（23p）は、市外の方が見たときにわかりやすいように「平尾台」という固有名詞を記述した方がよいのではないか。
- ・景観アドバイザー制度の協議対象（37p）には、屋外広告物も対象であるとはっきり記述したほうがよい。
- ・景観アドバイザー制度を活用することにより良くなった事例を紹介するとよい。
- ・56 頁のコンビニ看板の改善事例の写真は、もう少し改善された箇所を分かり易くするとよい。

##### 表紙デザイン

- ・（デザイン案では）4つのゾーンを表現したイラストとなっているが、北九州の景観を表す実物の写真を使用してはどうか。
- ・都市景観賞受賞の写真から選択してはどうか。第8回の市民賞で八幡駅前や小倉城などが選ばれたが、それらの写真を中心に自然景観の平尾台など入れてはどうか。

##### その他

- ・インバウンドで経済効果があることが見えてくるようになって以後、景観を良くして投資すればリターンがある、とうメカニズムを理解してくれるようになった。
- ・市の成長戦略の会議で景観について市職員全員で考えたら成長戦略につながると意見を述べたことがある。

## (2) 議事 2 北九州市景観計画変更案骨子について

### 景観計画の区域

- ・景観重点整備地区を追加検討している折尾地区の区域案だが、南口駅前広場の南側の(将来の)街区で区域が凹んだかたちとなっている。道路沿線を区域に入れるという一定のルールをとっているが、街区全体を一緒に景観整備するとした方がよいのではないかと。運用においても齟齬がでないように注意してほしい。
- ・堀川の一部は区域に入っているが、小倉北区の旦過地区も似ているが、堀川沿いは風情があり魅力がある。無作為で残るものが、堀川の景観になっており、地元との協議の中で(区域について)色々意見が出るのではないかと。

### 景観形成基準(建築物・工作物)

- ・「建築物の緑化」として「壁面緑化」がある。一時期エコの観点から増加したが、枯れてしまうなど実際には難しく、やめてしまったケースが多いと聞く。屋上緑化などもあるので、建築物の緑化については緑化するのとだけと漠然とした基準の方がよいのではないかと。
- ・意外と他都市にない(形態・意匠の)「屋上(屋根)」を追加するのはよい。三大夜景の街として特色がでるかもしれない。
- ・街のにぎわいという視点で「低層部の意匠」について、追加するのはよい。今までなかったのかと改めて気付いた。
- ・低層部に関連して、門司港地区の事例で道路に面した1階部分で機械駐車場を設置していたが、剥き出しの状態でシャッターもないもので課題があると感じていた。
- ・「隣棟間隔」の基準は、どのように指導するのか難しいのではないかと。無理に入れない方がよい。
- ・基準はある程度守れる範囲、具体的に守られ指導できるものが条件だと考えられる。だから、規制する対象がどうあるかイメージがあって、それに対して基準を設けられるものでないといけない。他都市でも無理にいれて難しいというものがありそうだ。
- ・(景観重点整備地区下層の区域及びその現行基準について、景観重点整備地区を一つの地区・基準でまとめる案について)それに加えて、基準は各重点整備地区と横の整合性も図った方がよい。現在の基準のうち、現実性の無くなってしまった基準は整理し、現実的には簡略化する方向で見直したほうがよい。

### 屋外広告物の表示等に関する行為の制限

- ・「視認性の高いレイアウトに努める」という基準は、デジタルサイネージに関していえば高輝度によって視認性を高めていると言われる可能性がある。「煩雑なレイアウトを避ける」などの表現でもよいのではないかと。
- ・高輝度とは何かの整理が必要ではないかと。しかし逆に高輝度として幅をもたせることもある。
- ・デジタルサイネージを禁止する区域を決める方法のほか、ニューヨークの例もあるが、デジタルサイネージは特定の場所で推進するという方法論もある。例えば小倉駅前など、場所によっては緩和することも考えられる。
- ・テレビをはじめ最近のコマーシャルは行き過ぎているところがある。屋外広告物の方針として、落ち着かせる方向性でよい。

(以上)